

神奈川労連定期大会発言原稿

2001年9月1日

神奈川建設プラザ

私はJMIU神奈川地本選出の代議員木戸篤と申します。JMIU 千代田化工支部の書記長を
ております。日頃の皆さんのご支援に感謝申し上げます。私は地本の役員ではありません。従
てこの場の発言は地本を代表してのものではなく、一代議員の発言であることをあらかじめご
解をお願いします。

さて私は、反合権利闘争に関係して、千代田化工の再建闘争でかつての越智解雇撤回闘争、
別撤廃闘争で全面解決したことが大きな力となっていることを報告するとともに、地労委民主
闘争のあるべき姿について大会議案書29頁の(4)に関連して討論に参加したいと思います。

まず、千代田化工の再建闘争ですが、本年3月29日、198億円の債権放棄と112億F
増資が実施され、2月に行われた142億円の減資と合わせて千代田化工の背景資本である東
三菱銀行や三菱商事等が合計450億円の資金を投入して千代田化工は再建の道を歩むこと
になりました。

私たちは、98年の12月14日に皆さんの大きなご支援のなか、解雇と差別の争議を全
決しました。裁判でいくら勝っても、独裁ワンマン経営者の下で争議が長引きました。これ
し、東京三菱銀行の全国の支店に対して1日200の支店要請行動を行うとか、自治体に対
指名停止要請などの行動を行い、会社に解決を迫った結果、会社は全面的に謝罪し、全面解
決しました。

その後、ワンマン経営時代の膨大な安値受注のつけがまわり、1100億円(一人400
円)あった内部留保が底をつき、いよいよ倒産か合併かという99年の11月、JMIU 神奈
本の指導の下で、当面会社再建を第一の闘争課題として名ばかりの管理職を中心にJMIU 千
代田化工支部が結成されました。

その後、単産の統一行動や地域の総行動により、会社に対して旺盛な要請行動を行うとも
背景資本である東京三菱銀行や三菱商事に対し、会社再建の要請行動を行ってきました。こ
の行動が会社再建を可能とする大きな力になったことは明らかです。皆さん方に深く感謝申
げるとともに、今後とも大きなご支援を頂きますようお願い申し上げます。

次に、地労委民主化闘争について発言したいと思います。

神奈川労連は、昨年の2000年大会では、以下のような活動方針を決めました。即ち「
地労委闘争については地労委民主化対策連絡会議で、裁判闘争や地労委闘争については毎年11
月に行われてきた(司法反動阻止五者連絡会議主催の)裁判闘争討論集会で闘いの勝利をめざす
取り組みや法廷闘争の総括が行われており、ここでの取り組みを強化する必要があります」と昨
年の大会議案書には記載されています。

神奈川労連2000年大会の直前に、総会が行われて地労委民主化対策連絡会議の事務局
に就任したばかりの私は、神奈川労連がこの方針に沿って、地労委対策連絡会議の運動に対し
て、解を持って財政や宣伝活などの援助を強めるものと思い、たいへん心強く思っていました。

ところが、神奈川労連はその直後の2000年9月27日に開催した労連幹事会において、
神奈川労連事務局次長を名指しして「勝手に事務局長を神奈川労連以外に担当させた」などと
書面を幹事会で配るなどの一方的な非難キャンペーンに乗り出しました。

今回の大会議案書で記載された方針及び去る8月22日の神奈川労連第21回幹事会で採
択された方針は、昨年の方針とはガラリと変わるものです。たいへん喧嘩腰の内容になっています。

即ち、「組織の民主的運営からも定例では8月となっている定期総会開催を期限を決めて

る」「連絡会議は神奈川労連外の組織が結集しているといっても、連絡会議の結成は神奈川労連が呼びかけ、一貫して事務局を担ってきた経過、さらに神奈川労連を誹謗することを目的としているとしかいえない8月1日付け『神奈川労連の一連の文書等に対する見解案』発表・送付の責任を明確にする上からも事務局体制と事務所所在地の刷新を求める」「総会開催を拒否する場合神奈川労連として独自に地労委民主化運動に取り組むことを明らかにする。また、民主的運営拒否された組織に神奈川労連が参加するのは運動の責任があるので代表委員、事務局、幹事の遣要請には応じない」としています。

この方針は、平たく言えば、「早く総会を開け。事務局長は神奈川労連に戻せ。さもなければ神奈川労連は連絡会議から離脱して、連絡会議に代わって地労委民主化闘争を独自に行う」というものです。たいへん残念な事態になっていると思います。

なぜ総会開催が遅れているのかと言えば、今のようなもめている状況では総会を開いてももるだけになるのは明白だからです。

なぜ、事務局長人事で神奈川労連でないのかということ、神奈川労連が担当するとは決めていないこと、参加団体の総意で決めるべきものであるからです。

地労委民主化対策連絡会議は、なんとしても地労委で勝利したいという要求を持って運動している団体です。それには神奈川労連だけでは不十分ということで、弁護士団体にも参加して頂いています。こういうところに対し、ああせ、こうせというのは如何なものでしょうか。問題はが事実なのかということです。私は、代議員の皆さんにぜひ事実をつかんで頂きたいと思いま

問題とされている連絡会議の文書は、ここにあるように短いものです。
大会議案書29ページの(4)は、私から見れば全く一方的なものであると言わざるを得ません。議案書からの削除を求めます。ありがとうございました。